

阪神高速道路株式会社が発行する ソーシャルボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」といいます。）が2019年10月3日に条件決定いたしましたソーシャルボンドの引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

今般、阪神高速は、国際資本市場協会（ICMA）が定めるソーシャルボンド原則（※1）に準拠したソーシャル・ファイナンス・フレームワークを策定するとともに、その透明性を確保するため、株式会社格付投資情報センターからソーシャル・ファイナンス（※2）に関する第三者評価（R&I ソーシャルボンドオピニオン）を取得しました。

阪神高速は、「交通安全確保」「災害発生時の機能維持」「渋滞対策」「インフラの老朽化対策」などの社会貢献活動に積極的に取り組んでおり、ソーシャルボンドで調達する資金は、「高速道路の新設・改築」などのプロジェクトに充当されます。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるESG（環境・社会・ガバナンス）債の専門的な情報収集、お客さまのESG債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

これらの取り組みにより、当社はソーシャルボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのESG債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、ESGをはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以 上

※1 ソーシャルボンド市場の秩序だった発展を促進するための自主的な手続きに関するガイドラインとして国際資本市場協会（ICMA）より、2017年6月に公表されたもの。

※2 調達資金の用途が、社会的課題の解決に資するものであること（ソーシャル性）を有する負債性資金調達全般（ボンドやローンを内包）を指す。